作業主任者 選任業務一覧表 (令:労働安全衛生法施行令、安規:労働安全衛生規則)

令 6 条 号 別	各規則 条 文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条)	職務 根拠
1	高圧則 10	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又 はシャフトの内部において行う作業	高圧則 10②
2	安規 314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安規 315
3	安規 513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(①原動機定格出力7.5kwを超えるもの②支間の斜距離の合計が350m以上のもの③最大使用荷重が200kg以上のもの)	安規 514
4	ボイラー則 24	ボイラー取扱 作業主任者	ボイラー 技士免許等	ボイラー取扱業務 (小型を除く→令 1 条 4 号) ①特 級=伝熱面積合計 500 ㎡以上 (貫流のみは除く) ②1 級以上=伝熱面積合計 25 以上 500 ㎡未満 (貫流のみ 500 ㎡以上) ③2 級以上=伝熱面積合計 25 ㎡未満 ④技能講習以上=令 6 条 16 号イからニまでのボイラー	ボ規 25
5	電離則 46	エックス線 作業主任者	免許	次の放射線業務 (但し医療用又は波高値による定格電圧が 1,000KV 以上のエックス線 装置使用は除く) ①エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ②エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴う これらの検査の業務	電離則 47
5 の 2	電離則 52-2	ガンマ線透過写真 撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則 52-3
6	安規 129	木材加工用機械 作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計 5 台以上 (自動送材車式帯のこ盤を含む場合は 3 台以上)	安規 130
7	安規 133	プレス機械 作業主任者	同上	動力プレス5台以上	安規 134
8	安規 297	乾燥設備作業主任者	同上	①乾燥設備内容積1m <sup>3</sup> 以上(令別表第1の危険物に係るもの) ②危険物以外、熱源に燃料又は電力使用	安規 298
8 Ø 2	安規 321-3	コンクリート破砕器 作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安規 321-4
9	安規 359	地山の掘削及び - 土止め支保工 作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業 (技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安規 360
10	安規 374			土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 (同上)	安規 375
10-2	安規 383-2	ずい道等の掘削等 作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロック ボルト取付、コンクリート等吹付	安規 383-3
10-3	安規 383-4	ずい道等の覆工 作業主任者	同上	ずい道等覆工(型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	安規 383-5
11	安規 403	採石のための掘削 作業主任者	同上	掘削面の高さ 2m以上となる採石法 2 条の岩石の採取のための掘削	安規 404
12	安規 428	はい作業主任者	同上	高さ 2m 以上のはい付け、はいくずし (但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く)	安規 429
13	安規 450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積み卸、船舶内荷移動 (但し、500t 未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く)	安規 451
14	安規 246	型枠支保工組立て等 作業主任者	同上	型わく支保工の組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安規 247
15	安規 565	足場の組立て等 作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが 5m以上の足場の組立、解体、変更の作業 (ゴンドラのつり足場は除く)	安規 566

令 6 条 号 別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条)	職務 根拠
15-2	安規 517-4	建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが 5m以上の金属製の部材により 構成されるものの組立て、解体、変更	安規 517-5
15-3	安規 517-8	鋼橋架設等 作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規 517-9
15-4	安規 517-12	木造建築物の組立て 等作業主任者	同上	軒高 5m 以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付	安規 517-13
15-5	安規 517-17	コンクリート造の 工作物の解体等 作業主任者	同上	高さ 5m 以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安規 517-18
16	安規 517-22	コンクリート橋 架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設又は変更 (但し、高さ 5m以上又は橋梁支間 30m以上に限る)	安規 517-23
17	ボ則 62	第一種圧力容器 取扱作業主任者	*1	第一種圧力容器の取扱作業 (但し、令1条6号小型圧力容器及び令6条17号イ、口は除く)	ボ則 63
18	特化 27	特定化学物質 作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類・2類・3類) 製造又は取扱(但し、試験研究の取扱業務は除く)	特化則 28
19	鉛 33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで(但し、遠隔操作の場合は除く)	鉛則 34
20	四アル 14	四アルキル鉛等 作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号から6号・8号(講習は18と同一)	四アル 15
21	酸欠 11	酸素欠乏危険 作業主任者(第1種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11②
		酸素欠乏危険 作業主任者(第2種)	同上	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒に かかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る) における作業 (第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11③
22	有機 19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則 19 の 2
23	石綿 19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物 を取扱う作業、試験研究のため製造する作業	石綿則 20

\*1:化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習 上記以外はボイラー技士免許(特級・1級・2級)、第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)